

平成 2 8 年

第 1 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 日

平成 2 8 年 3 月 2 8 日

忠 岡 町 議 会

平成28年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

平成28年3月28日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

| | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 杉原 健士議員 | 2番 前田 弘議員 | 3番 北村 孝議員 |
| 4番 前田 長市議員 | 5番 是枝 綾子議員 | 6番 河野 隆子議員 |
| 7番 三宅 良矢議員 | 8番 藤田 茂議員 | 9番 和田 善臣議員 |
| 10番 松井 秀次議員 | 11番 高迫千代司議員 | 12番 森 政雄議員 |

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

| | | | |
|------------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 和田 吉衛 | 教 育 長 | 富本 正昭 |
| 町長公室長 | 原田 毅 | 町長公室次長 | 柏原 憲一 |
| 住民部長 | 前田 忠嘉 | 健康福祉部長 | 萬野 義則 |
| 産業まちづくり部長 | 藤田 裕 | 教育委員会教育部長 | 長屋 孝之 |
| 教育委員会教育部理事 | 土居 正幸 | 消 防 長 | 森野 博志 |
| 消防次長 | 山田 忠志 | | |

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 阿児 英夫 |
| 主 幹 | 藤原 直臣 |

(会議の顛末)

議長 (前田 弘議長)

皆さんおはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 弘議長)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (前田 弘議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (前田 弘議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 28 年第 1 回忠岡町議会定例会議事日程 (3 日目) について、ご報告申し上げます。

- 日程第 1 議案第 19 号 平成 28 年度忠岡町一般会計予算について
議案第 20 号 平成 28 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
議案第 21 号 平成 28 年度忠岡町介護保険特別会計予算について
議案第 22 号 平成 28 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 23 号 平成 28 年度忠岡町下水道事業特別会計予算について
議案第 24 号 平成 28 年度忠岡町水道事業会計予算について
(一括予算審査特別委員会委員長報告)
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること及び和解について)
- 日程第 3 議案第 25 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第 26 号 忠岡町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 27 号 忠岡町災害派遣手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 28 号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 29 号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について

- 日程第8 議案第30号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について
日程第9 意見書第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について
日程第10 意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書の提出について
日程第11 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第12 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
以上でございます。

議長（前田 弘議長）

日程第1、議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算について、議案第20号 平成28年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第21号 平成28年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第22号 平成28年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第23号 平成28年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算について、以上、6件一括して議題といたします。

本件は、去る3月1日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託、休会中の審査に付されました。

ただいまから、委員長の杉原健士委員長より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

予算審査特別委員会委員長（杉原 健士議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成28年3月1日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました平成28年度忠岡町一般会計、各特別会計予算、水道事業会計予算についての、審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は、3月14日、15日、16日の3日間にわたり、議案説明のため町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計、企業会計について、慎重に審査を行いました。

出席委員は、松井秀次委員、北村孝委員、是枝綾子委員、高迫千代司委員、森 政雄委員、私、杉原とオブザーバーとして前田 弘議長出席のもと審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されています予算書のとおりであります。

財政課より平成28年度の当初予算の特徴について説明がありました。

平成28年度一般会計当初予算案は、前年度当初比0.8%増の66億100万円になるとのことです。

この主たる要因は、忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく新規事業に加え、忠岡小学校の空調等整備工事によるものであるとのことです。

平成28年度予算につきましては、厳しい財政状況であるが、教育・子育て支援の充実を初め、地域づくり、福祉の充実に取り組み、文教住宅都市の実現に向け、予算編成したとの説明がございました。

また、今後10カ年の財政収支見通しでは、昨年、決算審査特別委員会で示されたものを、今回、投資的経費において28年度に新たにクリーンセンター外筒整備を計上し、橋梁長寿命化修繕事業を30年度に計上するなどの見直しをしたとのことです。

平成27年度の決算見込みで2億3,000万円の収支不足が見込まれますが、財政調整基金を取り崩し補填することで、実質収支額と財政調整基金の合計額が4億2,800万円になるとのことです。

現時点での今後の見通しではありますが、28年度以降も収支の悪化が見込まれており、財政調整基金による補填で年々基金残高も減少していき、苦しい状況であるとのことです。

なお、見通しについては、財政健全化施策を継続実施することを前提にした上での数値であるということと、突発的に大きな費用が発生した場合は収支が大きく悪化することです。

あわせて、財政健全化判断比率の推移についても説明があり、財政健全化判断比率については、早期健全化基準に達することなく推移することが見込まれるとのことでした。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、皆様のお手元にご配布しております委員会の記録をご参照したいと存じます。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望ではありますが、北村 孝委員は、平成28年度一般会計、各特別会計、水道企業会計予算について、公明党の意見を申し上げます。

我が国は今、高齢化と人口減少の同時進行、そして国際情勢の激変という、内外ともに極めて困難な時代にある。本町にあっても少子高齢化、人口減少は喫緊の課題と施政方針で言われているように、例外ではない。

そのような社会情勢の中、また厳しい財政状況の中で、各分野における施策、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の継続、拡充、新規事業に取り組みられ予算編成されたことを評価するとともに、さらなる住民生活の向上に鋭意努力されることに期待し、本予算に

賛成いたします。

続いて、森 政雄委員は、平成28年度一般会計、各特別会計、事業会計の予算審査特別委員会委員の一員として意見を申し上げます。

一般会計66億100万円、各特別会計53億3,487万4,000円、水道事業会計3億6,577万7,000円の、総額123億165万1,000円を3日間にわたり審議し、将来を担う子供たちのハード、ソフト面での投資もほぼ完了したが、その経費負担が残り、29年、30年と財政事情は苦しいですが、今まで苦しい思いをさせられてきたシビックセンター債務完了のめどもつき、その後は緩やかに回復の兆しが見え始め、この二、三年が勝負の年であります。各課での長年にわたる歳出削減への取り組み策も効き、大変苦勞をなさっていることもよくわかりました。

しかし、この後も慢心、心の緩みに極力気をつけて業務に当たられることをお願いし、各予算案に賛成いたします。

続いて、松井秀次委員は、平成28年度一般会計、各特別会計、水道企業会計予算について、自民党の意見を申し上げます。

平成28年度の予算案は3日間にわたり、十分審議させていただきました。一時的な財源不足であるため緊縮予算となっていますが、選択と集中を心がけて執行していただきたいと思えます。

各予算案に賛成いたします。

続いて、是枝綾子委員は、日本共産党議員団の意見を申し上げます。

安倍内閣の2016年度政府予算案は、2017年4月の消費税10%への増税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担を国民に押しつけるものとなっています。一方、大企業には減税をばらまき、軍事費を突出させて戦争への道を進めるという、極めて反国民的な予算となりました。

自民・公明両党が合意した軽減税率なるものは、食料品や新聞の税率を8%に据え置くというだけで、軽減どころか総額4.5兆円、1世帯4万円以上の増税にほかなりません。低所得者ほど負担が重い逆進性は、増税によって一層激しくなります。ごまかしの軽減ではなく、10%への増税はきっぱり中止すべきであります。

その一方で、大企業には法人実効税率を、2018年度までに現行より2.37%引き下げるという大減税が実施されます。大企業に幾ら減税しても賃上げにも設備投資にも回らず、企業の内部留保がふえるだけです。それどころか、減税の財源として外形標準課税の税率を引き上げ、赤字の企業や利益に比べて給与の大きい中小企業は逆に増税となるため、賃下げを促進する効果が生じます。このような愚策は直ちにやめるべきです。

社会保障のためと言って消費税増税を強行しながら、社会保障は改悪がめじろ押しです。物価上昇にもかかわらず年金の給付水準を据え置き、入院給食費の負担増、消費税増税に伴う低所得者対策として実施された福祉給付金は、前年度予算に比べて半減、子育て

給付金は打ち切りとなりました。さらに、社会保障費の自然増を毎年5,000億円に抑え込むという安倍内閣の路線のもとで、小泉内閣以来10年ぶりに1%を超える診療報酬の引き下げが実施されます。これは医療崩壊を引き起こした医療費削減路線の復活にはなりません。

軍事費は4年連続で増加し、初めて5兆円を突破し、ステルス戦闘機F35、オスプレイ、新型空中給油機、滞空型無人機などが盛り込まれ、集団的自衛権行使に向けた具体化を着々と進める予算です。米軍への思いやり予算はさらにふやし、辺野古新基地建設を初めとした米軍再編経費も大幅増額となりました。戦争法廃止と合わせ、軍事費の大幅削減を強く求めます。

軍拡のしわ寄せで、教育、中小企業、地方財政など、暮らし関係の予算は軒並み前年度比マイナスとなりました。一方、公共事業費は4年連続増で、3大都市圏環状道路や国際コンテナ戦略港湾などの大型公共事業は大きな伸びとなりました。世界で一番企業が活動しやすい国をつくる、というアベノミクスの3年間で、大企業の経常利益は6割以上も増加し、内部留保は300兆円を突破しましたが、国民の所得や消費は実質で見れば3年前を下回ったままであります。安倍内閣は低年金者への3万円給付金など選挙目当ての施策を打ち出していますが、このような小手先の対策で暮らしも経済もよくなりません。大企業優先の経済政策の転換こそが強く求められています。

このようなアベノミクスの恩恵もない忠岡町の地域経済の衰退は明らかで、26年度、27年度と連続して法人町民税が前年度を下回り、28年度は法人税率の引き下げもあり、さらに税収は落ち込む見込みです。そのため、当初予算を組む財政調整基金も全額取り崩して、財源不足となっています。

その一方で、地方交付税は、28年度からトップランナー方式の導入で大きく削減されることも懸念されます。27年度に交付された地方創生交付金も28年度は交付されなくなったなど、安倍政権は地方をつぶす方向に進んでいると言えます。

そのような厳しい忠岡町財政状況の中でも、新規事業として、防犯対策としての地域の見守り活動、発達障害児の親のサポートのペアレントサポート事業、忠岡小学校の教室にエアコンの設置、小学生に基礎学力をつけるためのあすなろ塾、中学校給食のための町単費の栄養士の配置など、予算化されています。

また、災害時の食糧の備蓄の増、保育所待機児ゼロの実現、中小企業の融資の利子補給、英語教育の推進、漁業の振興、年少扶養控除廃止に伴い負担軽減のみなし保育料の経過措置もとられ、負担の軽減にも努められています。また介護保険では、申請窓口でチェックリストを使用しないことや、総合事業で現行相当サービスで維持することも表明されました。

一方、新年度では子供医療費助成の年齢の引き上げは行われず、幼稚園の保育料の値上げ、国保料の賦課限度額の引き上げの予算となっています。私たちは高い上下水道料金や

国保、介護保険料を引き下げを求めます。

また、入札制度の改善を強く求めます。

プライバシー権を侵害し、犯罪の危険性もあるマイナンバーの実施は中止を求めます。

最後に、事業の委託契約についての改善も引き続き求めます。

以上、意見を申し上げまして、2016年度本予算案に賛成をいたします。

続いて、高迫千代司委員は、是枝委員と同意見で賛成いたします。

以上が、各委員の意見でありました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、平成28年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算及び水道企業会計予算については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。

今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されますことを、あわせて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成28年3月28日、予算特別委員会委員長、杉原健士。

以上です。

議長（前田 弘議長）

報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についてまで、一括して採決いたします。

委員長の報告のとおり、これを可とすることに決しまして、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、議案第19号 平成28年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第24号 平成28年度忠岡町水道事業会計予算についてまでの6件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第2号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年11月5日、岸和田市中井町2丁目10番17号の駐車場において発生した事故について、相手方と損害賠償額13万7,203円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年2月4日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定により、ご報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

報告第2号を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第3 議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、現在、本町では委員4名が委嘱されておりますが、人権活動のより一層の推進に資するため、1名増員いたしたく、岡澤和彦氏を同委員として推薦することについて、意見を求めるものでございます。

同氏は、これまで忠岡小学校PTA会長を初め、忠岡町商工会青年部長、商工会理事などを歴任し、広く社会実情にも精通し、人格、識見ともにすぐれ、適任者と思われまので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長(前田 弘議長)

日程第4 議案第26号 忠岡町職員の退職管理に関する条例の制定についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

議長。

議長(前田 弘議長)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第26号 忠岡町職員の退職管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、退職管理の適正を確保するため。営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に管理職についていた者に対し、その職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止すること、及び再就職した元職員に対して再就職情報の届け出を義務づけることを規定するため、新たに条例を制定するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(前田 弘議長)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長(前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 忠岡町職員の退職管理に関する条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(前田 弘議長)

日程第5 議案第27号 忠岡町災害派遣手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 弘議長)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(前田 弘議長)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第27号 忠岡町災害派遣手当に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、本条例中に引用している同法第24条に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 忠岡町災害派遣手当に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第6 議案第28号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第28号 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、国家戦略特別区域限定保育士が創設されたこと、及び、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行により、義務教育学校が創設されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号「忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第7 議案第29号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第29号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、国家戦略特別区域限定保育士が創設されたこと、及び、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、保育士とみなすことができる職員の基準を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第8 議案第30号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算第6号についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第30号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、99万2,000円で、これを補正することにより、予算総額は68億9,107万4,000円となります。

歳入につきましては、第9款 地方交付税で、特別交付税99万2,000円を計上、歳出につきましては、第3款 民生費で、過年度子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金精算返還金99万円、過年度子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金精算返還金2,000円を計上するものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。セキュリティ強化に係るシステム改修委託料1,950万円、忠岡小学校空調等整備事業1億2,450万円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越しするものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第9 意見書第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

議会事務局（阿見 英夫局長）

意見書第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出する。

平成28年3月28日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司
賛成者 同 是枝 綾子
同 同 河野 隆子

所得税法第56条の廃止を求める意見書案

自営業者と共に働く家族従事者は、所得税法第56条居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない。条文要旨があるために、働き分を認められず、事業主の所得から控除される働き分は、最高で配偶者86万円、その他の家族50万円と最低賃金にも及ばない。そのため、出産、傷病手当が認められない、交通事故にあった場合の補償日額が主婦5700円に対し、家族従事者は2356円しかないなど不利益や差別を受けている。

現在は、女性の社会進出、経済的独立が一般化し、憲法24条両性の平等や民法762条夫婦別産制が定着しており、56条を放置できないと全国438自治体、大阪17が国へ廃止を求める意見書を提出している。重要なのは、これらの意見書が、56条を人権問題として告発していることである。

業者婦人が安心して働き、その働きに見合った社会的、経済的地位を確立できるよう、商売人のまち大阪こそ、直ちに56条を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月28日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党の河野です。提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

日本の経済を根底で支えているのは、中小業者です。その中小業者の経営は、大半が事

業主と家族の労働によって成り立っています。特にこの大不況の中、中小の事業所や商店では人を雇う余裕などなく、事業主の妻や子供の働きによって苦境を乗り切ろうと懸命の努力をされております。

この家族従業員が果たす社会的役割を思慮するどころか、その権利を踏みにじり、経済的な損失を与えてきたのが、悪名高き所得税法第56条であります。

2009年3月の参院財政金融委員会で、我が党大門実紀史参議院議員が財務省の理屈の3つの矛盾点をこのときに明らかにしております。

1つ目は、法律の1つにすぎない所得税法が、なぜ人間が実際に労働したという事実を否定することができるのか。

所得税法第56条の最大の矛盾は、家族従業員の給与を経費として認めないこと、すなわち、実際に働いている人間の正当な給与を税法上、否定していることにあります。

人間が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのが当然のことです。仮に家族従業員が、世間的な常識での評価として、年間150万円の給与に匹敵する労働をしても、所得税法第56条のもとでは、妻の場合、事業専従者控除額86万円だけ、その他親族の場合は50万円だけしか認めない、これは大変おかしい話であります。

外に働きに出れば、150万円の給与が得られる労働をしているのに、家族従業員というだけで、実際に人間が働いたという事実も、その給与、対価も認めない、これは、家族従業員の人格を税法上、否定していることになる。

そして2点目は、なぜ青色申告なら家族従業員の給与を経費に認めるのか。

財務省は、青色申告にしてくれれば、家族従業員の給与を経費に認めますと、繰り返し国会で答弁してまいりました。青色申告制度とは、一定の帳簿書類を備えつけ記帳をした者に対し、税制上の各種の特典を与えようというもので、第56条の例外として、家族従業員の給与を必要経費に認めています。

そもそも、実際行われた人間の労働について、当局が申告形式をもって、認めるとか認めないとか、勝手に判断すること自体、おごりも甚だしいことでもあります。

もともと青色申告制度は、税務署が税務調査に入ったときに、調査をスムーズに進めるために奨励してきたものであります。記帳や帳簿の保存を義務づけておけば、調査がはかどるからであります。この青色申告制度を普及するために、特別控除や家族従業員の給与を経費に認めるなどの特典をつけたのであります。財務省が青色申告にしてくれればというのは、56条とは関係なく、税務調査を効率的に進めたいから言ってきただけのことであります。

そして3点目は、記帳が条件というなら、白色申告者も1984年から記帳義務になっています。

我が党の諸外国では家族従業員給与を経費に認めているのではないかという追及に対して、財務省はそれらの国では記帳が義務づけられていると答弁してきました。家族従業員

の給与を経費に認めるには、記帳が大前提というわけです。だから日本では記帳義務のある青色申告にしてもらいたいという一点張りであります。

ところが、実は日本でも1984年から青色申告以外の白色申告者でも、年間所得が300万円を超える場合は記帳と記録の保存義務が課されております。この矛盾点を突きますと、財務省の担当者は答弁不能に陥って、研究すると、画期的な大臣答弁もこのときに引き出してあります。

また、ことし3月に開かれました衆院財務金融委員会で、我が党の宮本徹議員は、国連女性差別撤廃委員会の最終見解が初めて所得税法第56条を取り上げ、配偶者や家族の所得を必要経費と認めていないことが女性の経済的独立を妨げているとし、見直しを求めたことを指摘しております。

また、昨年末閣議決定されました第4次男女共同参画基本計画が、自営業者等の項目で女性の家庭従業者としての役割が適切に評価されるよう税制の検討を提起したことを指摘、このとき大岡財務大臣政務官は検討には所得税法56条が含まれると答えております。

そして、麻生太郎財務大臣も国内としては今後、いろいろ検討させていただかなければいけないというふうに表明しております。

今申し上げましたように、国連女性差別撤廃委員会、2009年に開かれておりますが、このときに日本での実施状況の審査結果について、このときに全商連婦人部協議会の大石邦子会長と牧野由子事務局長もこれに参加し、所得税法第56条の問題点を訴えています。

所得税法第56条問題については、審査段階で国連委員から56条の否定的影響はどうなっているのかと質問がありましたが、最終見解では触れられておりません。しかし、全婦協は、女性差別撤廃条約の第2条差別法規で家族従業者の差別撤廃として、所得税法第56条廃止を同委員会を通じて世界に初めて知らされた。

国際的な人権機関で中小業者とともに働く家族従業者の8割は女性であり、労働の対価が税法で事業主の所得とされるのは人権侵害ではないかと取り上げられたことは、56条廃止の運動を大きく励ますものになったというふうに述べております。

この意見書にもございましたように、全国では438の自治体で採択されており、大阪では17、近隣市を申しますと高石市、岸和田市、和泉市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、このような自治体がこの意見書を採択されております。ぜひ、忠岡町としても議会の中で、この所得税法第56条の廃止を求める意見書に、皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前田 弘議長)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 弘議長)

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(前田 弘議長)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 弘議長)

これより意見書第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(前田 弘議長)

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(前田 弘議長)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(前田 弘議長)

日程第10 意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、消費税増税中止を求める意見書を提出する。

平成28年3月28日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

消費税増税中止を求める意見書案

消費税率の8%への引き上げと円安で諸物価が上昇し、実質賃金も伸び悩むなか、消費が落ち込み、地域経済は深刻な事態に直面している。

ところが、安倍政府は、2017年4月から消費税率の10%への引き上げを確実に実行するとしている。食品などの税率を8%に据え置くとしても、総額で4兆円を超える増税となり、世帯当たりの負担増は6万2,000円となる。

さらなる増税によって、消費が冷え込み、景気が悪化し、自治体の財政に深刻な影響を与えることは必至である。

所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に立った税制改革と、賃上げをはじめ国民の所得を増やす政策への転換によって、社会保障拡充の財源が確保され、財政再建の道も切り開かれる。

よって、消費税のこれ以上の増税を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月28日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

消費税増税中止を求める意見書案について趣旨説明をさせていただきます。

2014年4月に消費税を5%から8%に引き上げて以来、我が国の個人消費は、冷え

込み続けております。これは、消費税増税前後の家計消費支出の推計を、1997年の3%から5%への増税と、今回の5%から8%に増税した場合とを比較しても、増税前の駆け込み消費も、それから増税後の落ち込みも、今回のほうがはるかに深いものになっています。さらに重要なことは、その後の消費の落ち込みが、2年近くたっても低迷が続いていることです。前回よりも低迷が長く深く続いているということです。

それは消費税増税による大打撃とともに、アベノミクスという悪循環が起こっているからです。企業が世界一活躍しやすい国にするという安倍首相の発言、大企業は確かに史上空前の利益を上げました。

しかし、その一方で、働く人たちの実質賃金は4年連続で下がっています。勤労者世帯の実質世帯収入はマイナスが続いています。アベノミクスの3年間で5%低下しましたから、実質世帯収入は、年間ベースで624万円から590万円まで低下し、家計消費が上向くわけがありません。多くの国民には景気回復の実感がなく、政府の国民生活基礎調査でも生活が苦しいとの回答が63.4%に達しています。

消費税は社会保障のためだと言って導入され、増税され続けてまいりました。しかし、今回、実際社会保障に使われたのは増税分の16%程度であり、あとは既存の財源への振りかえが行われたことにすぎません。

その上、財務省の社会保障制度改革の提案というのは、これまで悪くなり続けてきた社会保障を、さらに改悪しようとしています。医療も、年金も、介護も、生活保護も、さらなる大改悪メニューが並べられています。医療費も、介護保険も、75歳を過ぎても2割負担にする。自己負担の限度額を引き上げる。入院したならば、一般病床でも居住費、水光熱費などを徴収するようにする。要介護1・2は、生活援助も、福祉用具も、住宅改修も自己負担にしていく。そして年金は、支給開始年齢の引き上げなどということも入っています。

これらは持続可能な制度として避けて通れないということを言っていますが、こんなことをやったら日本の社会保障は破壊されます。国民の暮らしも日本の経済も、持続不可能になってしまいます。結局、こんなことをやれば、ますます重度化、悪化して、医療費や介護の費用もさらにかさむことになってしまいます。大変な悪循環です。大体、社会保障のための消費税だなどと言いながら、増税が決まったら、社会保障の大改悪をやろうとしている。しかも、2017年の法案提出という予定です。なぜなのか。選挙をやり過ぎて、選挙が終わってから国民に痛みを押しつけよう、そういう姑息な考えです。

最近はいまの家の消費の落ち込みで、一部には消費税増税の先送りの話題も出ています。しかし、働く人たちの賃金や中小企業の収益がよくなる見通しがなく、以前に決まった法律では、生涯派遣労働、残業代ゼロが押しつけられました。そして、大企業の減税のための財源として、赤字の中小企業にも外形標準課税を取ろうとしているわけです。社会保障がさらに改悪されるなら、増税を先送りしても何の効果もありません。

軽減税率、こういう話もありますが、収入の少ない人のためだと言っています。しかし、10%に引き上げることを前提として、食料品と新聞が今のまま据え置かれるということだけで、4兆5,000億円の増税になることは間違いありません。国会の論戦でも麻生大臣がこの制度を導入しても所得の低い人に逆進性がかけられるというふうに答弁をいたしております。

さらに怖いことが語られています。公明党の斉藤鉄夫、税制会長をされているようですが、将来税率が13から15%になっているかもしれない。20%かもしれない。そのときに食べ物の8%は意味が出てくる、このように経済誌のインタビューに答えています。

また、財務省の大臣官房審議官は福井県で消費税が12%になっても食料が8%なら国民の理解は得やすく、時の政権は消費税を引き上げしやすくなる、このように地元紙に語っています。軽減税率なるものをさらなる消費税の引き上げの準備に使おうとしているのではないかと疑われるような中身の発言が相次いでいます。

今、大企業が史上空前の収益を上げる一方で、消費税の増税をするべきではありませんし、参議院選挙を目指して消費税の先送りだけしようということでは何の効果もありません。アベノミクスでさんざんもうけた富裕層、史上最大の利益を上げている大企業に応分の負担を求めるべきではないでしょうか。そうしなければ経済の好循環など生まれません。そうした立場から本意見書案を提出をさせていただいております。ご賛同をいただきますようお願いをいたしまして補足の説明とさせていただきます。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第2号 消費税増税中止を求める意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前田 弘議長）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第11 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。よって、総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第12 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議なしと認めます。よって、福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 (前田 弘議長)

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第 74 条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 (前田 弘議長)

本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

長時間をかけまして、平成 28 年度施政方針並びに予算をお決めいただきありがとうございました。今年度もご指導、ご協力を賜りました。あわせてお礼を申し上げたいと思います。

ご承知のように、4 月から障害者差別解消法が始まります。本町も今、障害者計画を仕上げに入っております。障害者の自立と社会参加が一層前進していくことを期待しております。

ところで、ニュースや報道からしか入手できませんが、日本国の産業経済の好循環の、悪いデータが表示されています。そしてまた格差、貧困や殺人、法の乱用等々が社会問題になっている今日であります。小さな町にいて、私、思うのでありますが、これからも本町を将来にわたって守るとともに、町民の生活、暮らしを上げていかなければ、向上させていかなければならないと思いつつ、28 年度もご指導を皆さん方からお願いしたいと、

こういうふうに思っております。

なお、議場におります萬野、前田、長屋の3名の部長は、大過なく、3月31日をもって定年退職となります。議員皆様並びに住民各位におかれましては、来年度もいい年になることを祈念して挨拶とかえさせていただきます。

いろいろとありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上をもちまして、平成28年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時09分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成28年3月28日

忠岡町議会議長 前 田 弘

忠岡町議会議員 森 政 雄

忠岡町議会議員 杉 原 健 士